

第1880号
令和8年2月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 1 預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したことの主張があるとはいえないとされた事例
- 2 預金債権の債権者が信託法23条5項の規定による異議に係る訴えを提起した場合、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断される

(令和5年(受)第2245号・令和8年1月20日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

- 建物の区分所有等に関する法律3条前段所定の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たる

(令和6年(受)第385号・令和8年1月22日 第一小法廷判決 一部破棄差戻し、一部却下)

- 宗教法人の所有する土地が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第339号・令和8年1月26日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(令和3年法律第37号による改正前のもの)に基づく開示請求がされた行政文書の存否を答えるだけで、同法5条1号及び4号所定の不開示情報を開示することになるとして、当該文書の存否を明らかにしないでされた全部不開示決定について、当該文書の存否を答えるだけで、同各号所定の不開示情報を開示することとなるかについて判断せず、これを適法であるとした原判決に理由の不備の違法があるとされた事例

(令和7年(行ツ)第72号・令和8年1月27日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

◎最高裁判所判例要旨 12

(刑事)

- 刑訴法430条の準抗告裁判所が捜査機関の処分の当否を判断するに当たり考慮すべき資料

(令和7年(シ)第177号、第178号・令和7年11月10日 第三小法廷決定 取消し自判)

◎記事 12

- 岡正晶最高裁判所判事の退官
- 人事異動(1月22日～2月2日)

◎最高裁判所規則 ----- 13

- 民事裁判情報の活用に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則について
- 民事訴訟法第一百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則について

◎告示 ----- 14

- 最高裁判所告示第一号
- 最高裁判所告示第二号
- 最高裁判所告示第三号
- 最高裁判所告示第四号

裁判例

民事

- ◎ 1 預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したことの主張があるとはいえないとされた事例
- 2 預金債権の債権者が信託法23条5項の規定による異議に係る訴えを提起した場合、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断される

件名 第三者異議事件

最高裁判所令和5年(受)第2245号
令和8年1月20日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 Y
被上告人 X
原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人梅地理の上告受理申立て理由について

1 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は弁護士であり、その職務に関して預かり保管する金員(以下、弁護士が職務に関して預かり保管する金員のことを「預り金」という。)を管理するため、株式会社みずほ銀行において「預かり金口 弁護士 X」名義の普通預金口座(以下「本件預り金口座」という。)を開設していた。

(2) 上告人は、被上告人に対して婚姻費用の分担金の支払を命ずる審判を債務名義とする強制執行として、被上告人がみずほ銀行に対して有する預金債権の差押えを2回にわたって申し立てた。そして、上記各申立てに基づき令和4年8月及び同年11月に債権差押命令が発せられ、本件預り金口座に係る預金債権(以下「本件預金債権」という。)のうち、第1審判決別紙債権目録記載1、2の「被差押金額」欄記載の部分が差し押さえられた(以下、これらの差押えを併せて「本件各差押え」といい、本件各差押えによって差し押さえられた部分を「本件各差押部分」という。)

(3) 本件預金債権は、本件各差押えがされた時点において、その全部が、被上告人の依頼者からの預り金(以

下「本件預り金」という。)を原資とするものであった。また、被上告人は、上記各時点において、依頼者から弁護士報酬の振込みを受けるための預金口座を本件預り金口座とは別に開設するなどして、本件預金債権をそれ以外の自己の財産と分別して管理していた。

2 本件は、被上告人が、依頼者からの預り金は、当然に信託財産に属する財産となるから、被上告人を受託者とし、本件預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約(以下「本件信託契約」という。)が成立し、本件預り金を原資とする本件預金債権も信託財産に属する財産となることは、本件信託契約の具体的内容について主張するまでもなく明らかである上、その具体的内容を主張することは、被上告人が弁護士として職務上知り得た秘密を保持する義務(以下「秘密保持義務」という。)を負っていることとの関係でも問題がある旨主張し、上告人に対し、信託法23条5項の規定による異議に係る訴えを提起し、本件各差押部分に対する前記各強制執行の不許を求める事案である。

上告人は、本件信託契約の具体的内容についての主張がなく、本件信託契約が成立していたとはいえない上、仮に本件信託契約が成立していたとしても、本件各差押えがされてから原審の口頭弁論が終結されるまでの間に、被上告人が日本弁護士連合会から業務停止2月とする懲戒処分を受け、本件信託契約が終了したことなどにより、本件預金債権について、被上告人の固有財産に属する財産となっている旨主張し、これを争っている。

3 原審は、前記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、本件各差押えがされた時点において、本件預金債権は信託財産に属する財産であり、その後、被上告人が前記懲戒処分を受けたことで本件信託契約が終了するなどしていても、そのことは結論を左右しないと、被上告人の請求をいずれも認容すべきものとした。

(1) 依頼者からの預り金が弁護士の固有財産から分別して管理されている限り、当該預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約が成立していたことができる。そして、本件各差押えがされた時点において、本件預り金を原資とする本件預金債権が、被上告人の固有財産と分別して管理されていたことからすると、その具体的内容の主張がなくても、本件信託契約が成立していたということができる。

(2) 本件各差押部分が信託財産に属する財産であるか否かは、本件各差押えがされた時点を基準として判断されるべきである。

4 しかしながら、原審の前記判断はいずれも是認することができない。その理由は次のとおりである。

(1) 信託契約は、特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要

な行為をすべき旨の契約であり（信託法3条1号）、当該目的、すなわち、信託の目的についての合意が成立したことを成立要件とするものである。そして、民事訴訟において、ある財産が信託財産に属するものであるか否かが問題となり、当該財産を信託財産に属すべきものと定めた信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したか否かが当事者間で争われている場合、上記合意の成立についての主張があるといえるためには、当事者双方が主張立証を尽くせるように攻撃防御の目標が適切に設定されているかなどの観点から見て、上記合意の成立が事案に応じて具体的に主張されている必要があるというべきである。

本件において、上告人は、本件信託契約の成立を争い、信託の目的をはじめとする本件信託契約の具体的内容を被上告人において明らかにすることを求めている。他方で、被上告人は、これを明らかにする必要はないとして、本件預り金を預かり保管した目的に関し、具体的な主張を明示的にしていない。また、被上告人は、本件預り金に関する帳簿や本件預り金口座に係る預金通帳の一部を証拠として提出しているものの、当該帳簿等をもっても本件預り金を預かり保管した目的を把握することができない。そして、このような被上告人による主張立証活動のため、上告人は、信託の目的についての合意が成立したことなどに関し、主張立証を尽くすことが著しく困難な状態に陥っている。そうすると、被上告人が弁護士として秘密保持義務を負っていることを考慮しても、本件事案の下において、上記合意の成立が具体的に主張されているとはいえないというべきである。

したがって、被上告人がその成立をいう本件信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したことの主張があるとはいえない。

以上と異なる見解の下に、本件信託契約が成立していたとすることができるとした原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。

(2) 受託者の固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を請求債権として、信託財産に属する預金債権に対する差押えがされたのに対し、当該預金債権の債権者が、当該預金債権が信託財産に属する財産であって自らが受託者であると主張し、信託法23条5項の規定による異議に係る訴えを提起した場合において、当該差押えの後に、当該預金債権が当該受託者の固有財産に属するに至ったときは、当該異議の主張は認められなくなると解すべきであって、当該差押えがされた時点において当該預金債権が信託財産に属する財産であったことにより当該異議の主張が認められることにはならない。そして、上記の場合において、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かの判断の基準時を通常の民事訴訟と別異に解すべきことの根拠となるべき規定は見当たらない。

したがって、上記の場合において、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かは、事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきものである。

以上と異なる見解の下に、本件各差押部分が信託財産に属する財産であるか否かは、本件各差押えがされた時点を基準としてこれが判断されるべきであったとした原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件信託契約の成否や本件信託契約が成立していた場合に本件各差押部分が信託財産に属する財産でなくなっているのか否かについて更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴、同平木正洋の補足意見、裁判官沖野眞巳の意見がある。

裁判官林道晴、同平木正洋の補足意見は、次のとおりである。

私たちは、多数意見に賛同するものであるが、事案に鑑み、補足して若干意見を述べておきたい。

1 預り金について信託契約が成立し得ることは、かねてより指摘されていたところであり（最高裁平成13年（行ヒ）第274号同15年6月12日第一小法廷判決・民集57巻6号563頁における深澤・島田両裁判官の補足意見参照）、多数意見もその点を否定するものではない。

もともと、訴訟において、ある財産が信託契約に基づいて信託財産に属すべきものと定められたか否かが問題となった場合、信託契約の成立要件が事案に応じて具体的に主張されるべきなのであり、本件事案の下において、単に「預り金である」とだけ主張されていれば、信託の目的についての合意が成立したことが主張されていると解することが相当でないことは多数意見のとおりである。

他方で、本件において、弁護士が職務に関して預かり保管する金員が信託財産に属する財産か否かが争われていることからすると、弁護士の秘密保持義務との関係が問題となり得るところである。秘密保持義務が弁護士の義務の中でも最も基本的かつ重要なものとして尊重されるべきものであり、本件のような事案において、具体的な依頼者名や委任の内容の詳細まで明らかにするまでもなく、信託契約の成否等の争点について判断できる場合もあると考えられることからすると、被上告人が必要以上に詳細な主張立証を余儀なくされるような事態となることもまた相当でないものといわざるを得ない。差戻審としては、被上告人が、信託契約の成立要件について主張立証責任を負っている一方で、秘密保持義務を負っていることを勘案し、必要に応じ、マスキング

や仮名処理をしたものを証拠として提出させたり、委任の内容を適宜抽象化させて主張させたりするなどの適切な審理運営上の工夫をすることが求められているといえよう。

2 前記1のような主張立証を経て、仮に信託契約が成立していたことがいえたとしても、上告人が、当該信託契約が既に終了しているなどと主張して争っていることからすると、本件においては、差戻審の口頭弁論終結時までの間に、当該信託契約が終了したことなどに伴い、本件各差押部分が信託財産に属する財産でなくなっているのか否かを検討する必要があるものと思料される。

弁護士実務上、預り金を管理する口座（以下「預り金口座」という。）に入金された預り金について、委任契約の終了時等において、依頼者との合意に基づき当該預り金を弁護士報酬に充てるなどの処理が行われることがあるものと思料される。また、本件のように預り金口座に対して差押えがされている場合に、弁護士が自費で預り金を依頼者に対して返還し、当該預り金口座に係る預金債権を取得するという処理がされることもあり得ないではない。これらの処理がされた場合に、その結果として、預り金口座に係る預金債権は、最終的に弁護士の固有財産に帰属するようになるものと思料される。上記各処理について、どのように法律構成されるべきであるのか、固有財産への帰属の変更がどの時点で生ずるのかなどの点については、いまだ議論が十分ではないところもある。しかしながら、例えば、弁護士とその依頼者との間の合意によって当該依頼者から受け取った預り金全額が弁護士報酬に充てられることが確定したにもかかわらず、当該預り金を原資とする預金債権が当該弁護士の固有財産に帰属するためには、常に預り金口座からの払戻しまでもが必要であると解する理論的根拠は乏しい。そして、多数意見が指摘するように本件各差押部分が信託財産に属する財産か否かの判断の基準時が事実審の口頭弁論終結時点であることからすると、差戻審においては、上告人の上記主張についても適切に審理判断することが期待される場所である。

裁判官沖野眞巳の意見は、次のとおりである。

私は、本件事案の下において、本件預金債権が信託財産に属する財産であるとされるためには、当該事案に応じて具体的に、信託契約の成立、特に信託の目的についての合意の成立の主張を要するという多数意見に賛同するものであるが、弁護士の預り金の場合を念頭に、信託契約の成立要件に関して私の見解を述べておきたい。

1(1) 依頼者と弁護士との間で、弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金員が預託され、「預り金」と名付けられた預貯金口座に入金されて分別管理がされている場合、当事者間で信託と明示されていなくとも、当該金員について信託契約が成立し、当該預貯金債

権が信託財産に属するものとなる可能性は、一般に認められている（最高裁平成13年（行ヒ）第274号同15年6月12日第一小法廷判決・民集57巻6号563頁における深澤・島田両裁判官の補足意見、信託業法2条1項、同法施行令1条の2第1号参照）が、信託行為（信託法2条2項）なくして当然に信託が成立する（あるいは信託の引受けがあったことになる）とするものではないことはいうまでもない。

(2) 原審は、本件預金債権が分別管理されていることを重視して、本件信託契約が成立し、本件預金債権が信託財産に属する財産であると判断したものと解される。しかしながら、分別管理の実践が、合意に基づく義務の履行としてされているわけではなく、ただ自発的に行われているにすぎない場合もある。分別管理の実践が、分別管理義務についての合意に基づくものであったとしても、分別管理義務は信託の成立の必要条件ではあっても十分条件ではないから、その合意を含む契約が信託契約であるとは限らない。したがって、分別管理の実践や分別管理義務のみをもって直ちに信託契約の成立と結び付けるのは相当ではない。

(3) 思うに、依頼者と弁護士との間に預り金について信託法3条1号に該当する契約があったといえるためには、預り金を預かり保管する目的に関する合意の内容が明らかにされ、預り金につきなすべき管理処分等の事務処理（信託法26条、29条1項参照）の内容ないし指針が明確にされるというだけでは足りず、それに加え、財産の帰属主体と利益享受主体の分離、（信託）財産の独立性という信託の特質（信託法8条、23条、25条等参照）に照らし、当該合意がそのような信託としての実質を備えたものであることについても明らかにされる必要がある。

この観点から、「信託の目的」について合意が成立し信託契約が成立したというためには、預り金を預かり保管した目的について合意がされていることに加え、分別管理義務をはじめとした、受領者において預り金を上記目的以外には用いることができないことが実効的に確保されるための仕組み（以下「実効確保の仕組み」という。）について合意がされていることも明らかにされる必要があると考えられる。信託法はこのような実効確保の仕組みを用意しているから、信託と明示されている場合は、原則として、信託法が用意する実効確保の仕組みが含意されていると推認される。そのため、問題になるのは明示がないときに実効確保の仕組みについての合意があったといえるかである。

(4) そのような実効確保の仕組みとしては、預貯金に即していえば、固有財産と区別して管理し、かつその記録を作成して受益者に対し適時に報告をすることはもとより、それに加えて、例えば、目的に沿った利用のための払戻しであることを受益者又は第三者が確認し監

督する措置のように（最高裁平成12年（受）第1671号同14年1月17日第一小法廷判決・民集56巻1号20頁における保証会社及び預託金融機関による監督の仕組みを参照）払戻し自体について制約をかけることや、流用の有無を確認し流用があったときのサンクションを伴った是正措置を設けることなど、出金の段階や利用の段階での目的外利用に対する防止・是正措置が考えられよう。

(5) 預り金の場合を見ると、日本弁護士連合会の弁護士職務基本規程（平成16年日本弁護士連合会会規第70号）は、預り金の保管について自己の金員との区別、預り金であることの明示、保管状況の記録（38条）、委任終了時の清算及び迅速な返還（45条）を義務付け、また同会の預り金等の取扱いに関する規程（平成25年日本弁護士連合会会規第97号。以下「預り金規程」という。）は、預り金について、目的外使用の禁止（2条）、専用口座の開設と所属弁護士会への届け出（3条1項、3項。例外の場合につき理由等の届け出（同条4項））、自己の固有財産と区別し、かつ預り金であることを明確にする形での保管（4条）、入出金についての金額・目的・使途の記録・保存（7条）、依頼者への収支の報告（8条）を義務付け、また、保管状況全般についての弁護士会の照会調査の権限（9条）、会員弁護士の回答義務（10条）、回答内容に応じた助言や懲戒手続の発動の制度を用意している（11条）。これらは、預り金について、名義人たる弁護士の自由な処分を封じ利益享受を防止する実効確保の仕組みを提供するものと評価することができる。

そして、上記の会規はいずれも弁護士法を基礎とした弁護士の職務行為規範を形成し（弁護士法22条、45条2項、46条、33条2項7号等）、公表されているから、依頼者が、弁護士との間で委任契約を締結するに際し、特定の目的に充てるために預り金であると認識して一定の金員を預託する場合には、当該弁護士がこれらの内規に従って行動することが当然に前提とされると見られる。したがって、上記の場合には、信託と明示がなくとも、当該金員を上記の目的にのみ用いること及び実効確保の仕組みについて合意があるといえ、例えば、預り金について残余があればこれを依頼者に返金することが合意されていたようなときは、それを依頼者の受益権の内容とし、依頼者を委託者兼受益者、弁護士を受託者とする信託契約が成立したといえることができる。

(6) 現在の主張においては、預り金について信託と明示されていたか否か、被上告人が本件預り金を預かり保管した目的、成立するとされる本件信託契約における受益権及び信託事務処理の内容のいずれもが明確にされていない。そればかりか、依頼者が預り金であると認識して被上告人に金員を預託したのかすら明らかではない。現在の主張の内容にとどまる限り、信託の目的につ

いての合意はもとより、実効確保の仕組みについての合意があったともいえず、信託契約が成立したとはいえない。

2 なお付言すれば、以上は、依頼者からの預り金に関するものであるが、本件について、差戻審における審理の結果、本件預金債権の原資が、相手方からの和解金等、依頼者以外の第三者から受領した金員であることが明らかになることがありうる（預り金規程5条参照）。このように依頼者のために弁護士が第三者から金員を受領した場合、例えば、当該受領に先立って依頼者と被上告人との間で信託契約が成立していて、当該受領が当該信託契約に基づく信託の目的を達成するために必要な行為として認められるときは、当該金員は信託事務処理によって得た財産として信託財産に属する財産となりうる（信託法16条1号参照）。

（裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 沖野眞巳）

◎ 建物の区分所有等に関する法律3条前段
所定の団体は、特段の事情がない限り、区
分所有建物の共用部分について、民法71
7条1項本文にいう「占有者」に当たる

件名 損害賠償等請求事件

最高裁判所令和6年(受)第385号

令和8年1月22日 第一小法廷判決

一部破棄差戻し、一部却下

上告人 X

被上告人 Y管理組合

原 審 東京高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、上告人の被上告人に対する損害賠償請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を却下する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三浦謙一郎の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人が、区分所有建物の共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害を被ったと主張して、同区分所有建物の管理組合であり、建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)3条前段所定の団体(以下「区分所有者の団体」という。)である被上告人に対し、民法717条1項本文に基づく損害賠償を求めるなどする事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、東京都練馬区に所在する1棟の区分所有建物(平成2年5月に新築され、総戸数27戸のもの。以下「本件区分所有建物」という。)の区分所有者の団体である。

上告人は、本件区分所有建物の専有部分である203号室の共有者である。

(2) 被上告人の規約には、共用部分の管理については、被上告人がその責任と負担においてこれを行うものとする旨の定め(20条)、被上告人は、被上告人が管理する共用部分の保全及び保守並びに修繕を行う旨の定め(31条)がある。

(3) 本件区分所有建物においては、平成25年10月から平成27年3月にかけて、4回にわたって、外壁コンクリート躯体部分及び床下スラブ部分(以下「本件外壁部分等」という。)の亀裂等により、203号室への漏水事故が発生した。上記亀裂等は、工作物の設置又は

保存の瑕疵に当たり、上記亀裂等が生じた本件外壁部分等は、本件区分所有建物の共用部分に当たる。

3 原審は、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるということとはできないと判断して、上告人の被上告人に対する同項本文に基づく損害賠償請求を棄却した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 民法717条1項本文の趣旨は、工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合、このように通常有すべき安全性を欠く状態にある工作物を支配管理して上記損害の発生を防止すべき地位にある者に損害賠償責任を負わせることにありと解される。

区分所有法によると、区分所有者は、全員で、区分所有建物等の管理を行うための団体を構成し(3条前段)、区分所有建物の共用部分の管理に関する事項は集会の決議で決するとされている(18条1項)。これら区分所有法の規定に照らすと、区分所有建物の共用部分については、基本的に、区分所有者の団体がこれを支配管理して通常有すべき安全性を確保していくことが予定されているものというべきである(このことは、区分所有法25条及び26条に管理者の選任及び権限等についての定めがあるからといって、左右されるものではない)。そうすると、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分を支配管理してその設置又は保存の瑕疵による損害の発生を防止すべき地位にあることができる。

また、区分所有者の団体は、区分所有者からその持分に応じて共用部分の管理のための費用を徴収しているのが通例であるところ(区分所有法19条参照)、共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合には、区分所有者の団体の財産からその賠償をすることが、区分所有者の通常の意味に沿い、損害を被った者の保護にも資するものといえる。

以上によれば、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるというべきである。

(2) そして、本件において特段の事情はうかがわれなから、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たる。

5 以上と異なる見解の下に、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるということとはできないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、上告人の被上告人に対する損害賠償請求に関する部分は破棄を免れない。そして、損害額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

なお、その余の請求に関する上告については、上告人

が上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

◎ 宗教法人の所有する土地が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しないとされた事例

件名 固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求事件

最高裁判所令和5年(行ヒ)第339号

令和8年1月26日 第二小法廷判決 破棄自判

上告人 大阪市

被上告人 真宗大谷派難波別院

原 審 大阪高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人元氏成保、同濱和哲、上告復代理人徳山慶太の上告受理申立て理由について

1 本件は、宗教法人である被上告人が、その所有する第1審判決別紙1物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)につき、大阪市長から令和2年度の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の賦課決定(以下「本件賦課決定」という。)を受けたため、上告人を相手に、その一部の取消しを求める事案である。本件においては、上記物件目録記載5の土地(以下「68番5土地」という。)の一部が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当するか否かが争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 地方税法348条2項柱書き本文は、固定資産税は同項各号に掲げる固定資産に対しては課することができる旨を規定し、同項3号は、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法3条に規定する境内地を掲げる。

地方税法702条の2第2項は、市町村は、同法348条2項の規定により固定資産税を課することができない土地に対しては、都市計画税を課することができない旨を規定する。

宗教法人法3条柱書きは、同法において「境内地」とは、同条2号から7号までに掲げるような、宗教法人の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する目的(同法2条)のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう旨を規定し、同法3条3号は、参道として用いられる土地を掲げる。

(2) 宗教法人である被上告人は、令和2年度の固定資

産税等の賦課期日である令和2年1月1日(以下「本件賦課期日」という。)当時、本件各土地のほか、68番5土地の西側に隣接する土地(以下「西側隣地」という。)を所有していた。西側隣地は、被上告人の本堂の敷地等となっており、地方税法348条2項3号所定の境内地に該当するものとして、固定資産税等が課されていないかった。

(3) 68番5土地は、被上告人から積和不動産関西株式会社(現商号積水ハウス不動産関西株式会社。以下「訴外会社」という。)に賃貸され、令和元年9月30日、訴外会社により、同土地上に地下1階、地上17階建ての建物(以下「本件建物」という。)が新築された。本件建物は、4階の一部と5階から17階まではホテルとして、その他は店舗や事務所として建築された賃貸用の商業施設である。

(4) 本件建物は、68番5土地の東側に隣接する大阪市中心部の主要街路から68番5土地を経て西側隣地上の本堂に続く参道の一部をまたぐ形状となっている。すなわち、本件建物は、地上1階から3階までに相当する中央の部分が、東西方向に通り抜けが可能な幅員21.76m、高さ約13mの空洞となっており、当該空洞部分は、上記参道として用いられている。68番5土地(地積2589㎡)のうち上記参道として用いられている部分の面積は587.10㎡であり、このうちその上に本件建物の4階から17階までの一部が存する上記空洞部分の面積は467.87㎡である。

(5) 大阪市長は、令和2年4月1日、被上告人に対し、68番5土地の全部が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しないことを前提に、本件各土地の令和2年度の固定資産税等の税額を合計3億1847万4000円とする本件賦課決定をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人の請求を一部認容した。

土地の所有権は地盤と地上空間を支配する権能であって、土地の用途はその地上空間又は地下地盤がどのような用途に供されているかによって決まることになる。68番5土地の上には、参道として使用されている、地方税法348条2項3号所定の境内地の用途に供されている空間と、訴外会社に賃貸されて商業施設の用途に供されている空間とが混在しているから、68番5土地の全部について固定資産税等を賦課する本件賦課決定は、上記境内地の用途に供されている部分についてまで固定資産税等を賦課する限度で同項に反する。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 前記事実関係等によれば、68番5土地は、本件賦課期日当時、訴外会社に賃貸されてその全体が本件建物の敷地となっていたものである。68番5土地のうち被上告人の本堂への参道として用いられていた部分に

ついてみても、同部分は、宗教法人法3条3号に掲げる土地として、同条に規定する境内地に該当するものといえるが、その上に賃貸用商業施設である本件建物の4階から17階までの一部が存在していたものである。そうすると、上記部分は、参道の用に供されていただけでなく、それ以外の用にも供されていたというべきである。

したがって、68番5土地は、上記部分を含め、地方税法348条2項3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当するものということとはできない。

(2) なお、原審の上記判断は、参道として用いられている空間が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当するとの判断を前提とするものと解される。しかしながら、土地に対する固定資産税は、土地の資産価値に着目し、その所有という事実負担税力を認めて課する一種の財産税であって、その所有者に対して課するものであるところ、土地の所有権は、その土地の上下に及び(民法207条)、空間のみを所有権の目的とすることはできないから、法令に特別の定めがない以上、空間ごとに地方税法348条2項3号を適用することはできないというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。上記の趣旨をいう論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、本件賦課決定にその他の違法事由も見当たらず、上記部分に関する被上告人の請求を棄却した第1審判決は結論において正当であるから、上記部分につき被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官高須順一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守の補足意見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛同するものであるが、補足して意見を述べる。

1 近年、社会経済の発展とともに、土地の利用における建物や工作物の立体化、重層化が進展し、それらに対する固定資産税等の課税の在り方は重要な課題であるが、それをどのように規律するかは、基本的に、各分野における土地利用の実情や関係者及び公共の利益等の諸事情を踏まえた立法政策の問題である。この点に関する法令も、他の租税法令と同様に、課税要件及び賦課徴収の手續が法律で明確に定められる必要があり、法令の解釈は、これらを前提として行うべきものである。

2 固定資産税等が非課税となる対象については、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法3条に規定する境内建物又は境内地」と規定されており(地方税法348条2項3号、702条の2第2項)、

このうち、境内地については、「第2号から第7号までに掲げるような宗教法人の前条(宗教法人法2条)に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。」と規定され(同法3条柱書き)、同条2号から7号までの規定による区別を基本としている。

そして、宗教法人法3条2号は、境内建物が、宗教法人の同法2条に規定する目的(以下「宗教目的」という。)のために必要な当該宗教法人に固有の建物又は工作物であることから(同法3条柱書き、1号)、境内建物が存する一画の土地も、宗教目的のために必要な当該宗教法人に固有のものとして、これを境内地と定めるものと解される。本件建物は境内建物に当たらないから、本件建物の敷地である68番5土地について同号の境内地に当たる余地はない。

これに対し、宗教法人法3条3号は、建物や工作物の敷地としての用途ではなく、当該土地自体の用途に着目して、「参道として用いられる土地」が、宗教法人の宗教目的のために必要な当該宗教法人に固有のものとして、これを境内地と定めるものと解され、68番5土地のうち本堂に続く参道として用いられている部分は、同号の境内地に当たる。

そして、境内地は、宗教法人が専らその本来の用に供する境内地に当たる場合に固定資産税等を課されないものであり、境内地の上空に高層の商業施設が存在しているときは、「専らその本来の用に供する」に当たらないことは明らかである。

このように、宗教法人が専らその本来の用に供する境内地に当たらないにもかかわらず、当該境内地の上空及び地下を含む立体的な範囲の中で、その本来の用に供されている一部の部分について、他の用途に供されている他の部分との割合に応じて非課税となるものと解すべき法令上の根拠はなく、その割合の具体的な算定方法を定める規定もない。

3 原審は、68番5土地について、課税用途に供されている空間と非課税用途に供されている空間が存在しており、土地に課税用途と非課税用途に明確に区分された建物が存在する場合と「非常に良く似た状態である」として、固定資産税等の計算は、この場合と同様に行うのが相当であるとしている。

宗教法人法3条2号は、境内建物が存する一画の土地を要件とするから、建物のうち客観的に区分される一部が境内建物に当たるときは、当該建物が存する一画の土地の一部が同号に当たるか否かなど、その敷地の取扱いが問題となり得る。

他方、宗教法人法3条3号は、「参道として用いられる」という土地自体の用途を要件とするものであり、この要件を満たす土地の上空又は地下の一部が他の用途に用いられているとしても、当該土地の全部が同号の境内地に当たるものと解される。この場合、地方税法34

8条2項3号の適用に関しては、宗教法人が専らその本来の用に供する境内地に当たるか否かが問題となるが、これは、宗教法人法3条2号の適用に関する上記敷地の取扱いとは、別個の要件に関する異なる問題といわざるを得ない。

原審の判断は、これらの規定の適切な解釈適用に基づくものとはいえない。

裁判官高須順一の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、本件賦課決定をそのまま維持することはできないと考えるが、原判決にも非課税とすべき固定資産税等の算定方法に問題があるので、原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分について審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すのが相当であると考える。以下その理由を述べる。

1 68番5土地には参道として使用されている587.10㎡の土地部分（以下「本件対象地」という。）が存在する。このうちの467.87㎡の土地部分の上空には本件建物の4階から17階までの一部（以下「本件建物部分」という。）が存在するものの、1階から3階までに相当する部分は空洞となっており、本件賦課期日当時、正に参道として使用されていた。

2 多数意見は、空間ごとに地方税法348条2項3号の規定（以下「本件規定」という。）を適用することができないことを理由に、これらを一体として「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」であるか否かを判断する。しかしながら、このような解釈を採ると、参道の上部あるいは下部に建物部分が存在するなどして空間としてみた場合に複数の用途に供されている土地については、常に本件規定の適用を否定せざるを得ないことになる。このような解釈はいたずらに非課税の余地を狭める点において妥当性を欠くというべきである。

現代社会においては、土地利用形態も多様化しており、不動産の所有という事実には担税力を認めて課する財産税であるところの固定資産税等の課税実務、そしてその根拠となる地方税法上の諸規定の解釈適用も、このような土地利用形態の多様性に応じたものであることが求められる。

私は、本件対象地は、参道として使用されていた部分は本件規定により非課税としつつ、本件建物部分の敷地となっていた部分は課税扱いとするのが合理的であると考えている。具体的には、本件対象地のうち、参道として境内地の用途（以下「非課税用途」という。）に供されていた土地部分と賃貸用商業建物の敷地としてそれ以外の用途（以下「課税用途」という。）に供されていた土地部分の割合を計算し、課税用途に供されていた土地部分の割合に応じて固定資産税等を課税すれば足りると解する。

このような按分による割合的な固定資産税等の課税

をする扱いは、境内建物が存する一面の土地としての境内地（宗教法人法3条2号）に係る固定資産税等の課税において、当該建物に非課税用途に供されている部分と課税用途に供されている部分のあるような場合に一部実務で見られるところである。また、固定資産評価基準2章1節五は、一棟の家屋に固定資産税の課税部分と非課税部分とがある場合に、床面積の割合等の基準によって按分してそれぞれの部分の価額を求める旨を明文で定めており、建物に係る固定資産税の非課税措置が割合的に適用可能なものであることを当然の前提としている。現代社会における高度化、複雑化した土地利用形態の実相に鑑みると、参道部分と課税用途建物の敷地部分が存する同条3号の境内地の扱いについても、非課税用途と課税用途の各建物部分からなる建物の敷地土地に関する同条2号の境内地の上記扱いと同様に、按分計算による固定資産税等の割合的な算定を認めることが肝要である。

以上のとおり、68番5土地のうち、本件対象地について、参道の用途に供されていた部分の割合に応じ、本件規定に基づき非課税とすべきというのが私の意見である。

3(1) 68番5土地について賦課すべき具体的な固定資産税等の額の算定方法について、原審は、68番5土地の状態は土地に課税用途と非課税用途に明確に区分された建物が存在する場合と非常に良く似た状態であるとして、固定資産税等の計算もこれと同様に行うのが相当であるとする。そして、参道として使用されている本件建物の地上1階から3階までに相当する中央の空洞部分について、その物理的な形状から1階から3階までの建物部分が存在しているものと取り扱い、建築基準法の容積率の計算の基礎となる床面積（以下「容積率面積」という。）を基準に、同部分を含む本件建物全体の容積率面積に占める同部分の容積率面積の割合で68番5土地に係る固定資産税等を按分し、非課税とすべき固定資産税等の税額を484万4400円と算定した。

(2) 私も本件の解決に当たり、課税用途と非課税用途に区分された建物が存在する場合の取扱いと平仄を合わせるべきとする点では原審と同様の意見を持つものである。しかしながら、原審のように実際には建物が存在しない上記空洞部分について建物が実在する場合と同様に1階から3階までの床面積を想定し容積率面積を算定することは、租税法律主義の観点からも疑問が残るように思われる。

私は、参道として使用されていた本件対象地の面積と、本件対象地上の本件建物部分の床面積及び本件建物の地階が本件対象地の地下部分にも存在する場合にはその床面積についても合算し、これに占める本件対象地の面積の割合を計算し、68番5土地に係る固定資産税等

の税額のうち本件対象地に割り付けられる税額を同割合により按分して、非課税額を算定することが適当と思料する。

(3) 原審認定事実によれば、以下の事実が明らかになっている。すなわち、68番5土地に課された令和2年度の固定資産税等の額は7601万4295円である。そして、68番5土地の地積は2589㎡であり、そのうちの本件対象地の面積は587.10㎡であるから、本件対象地に係る固定資産税等の割付額は1723万7541円(7601万4295円×〔587.10/2589〕)となる。この1723万7541円を基準として、本件対象地の面積と本件建物のうち本件対象地の上下に存する部分の床面積の合計値に占める本件対象地の面積の割合を乗じることで非課税とすべき額が算出されるというのが私の意見である。本件建物が地上17階地下1階の建物であることは原審の認定する事実であるが、その詳細は明らかではない。そこで、上記計算に当たっては、本件対象地の地下に本件建物の地階部分が存在するか否か、存在していた場合の同部分の床面積、用途等を明らかにする必要があるから、非課税額を具体的に算定し、本件賦課決定について取消しを命じる範囲の審理を尽くさせるために、本件を原審に差し戻すのが相当と考える。

4 以上のとおりであるから、原判決中上告人敗訴部分を破棄し、非課税額を具体的に算定し、本件賦課決定について取消しを命ずる範囲について審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すべきと考える。

(裁判長裁判官 高須順一 裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)

◎ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（令和3年法律第37号による改正前のもの）に基づく開示請求がされた行政文書の存否を答えるだけで、同法5条1号及び4号所定の不開示情報を開示することになるとして、当該文書の存否を明らかにしないでされた全部不開示決定について、当該文書の存否を答えるだけで、同各号所定の不開示情報を開示することとなるかについて判断せず、これを適法であるとした原判決に理由の不備の違法があるとされた事例

件名 行政文書不開示決定取消請求事件

最高裁判所令和7年（行ツ）第72号
令和8年1月27日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X
被上告人 国
原 審 名古屋高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。
本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人鈴木泉ほかの上告理由について

1 本件は、上告人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（令和3年法律第37号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、法務大臣に対し、死刑確定者であった亡Aに係る死刑執行上申書及びその添付書類（以下「本件文書」という。）の開示請求をしたところ、本件文書の存否を答えるだけで、情報公開法5条1号及び4号所定の不開示情報を開示することになるとして、本件文書の存否を明らかにしないでその全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）を受けたため、被上告人を相手に、その取消し及び本件文書の開示決定の義務付けを求める事案である。

2 上告人は、本件決定が違法であることの理由として、本件文書に記録されている情報は、情報公開法5条1号及び4号所定の不開示情報に該当しないことに加え、本件文書の存否を答えたとしても、これによって同各号所定の不開示情報を開示することにはならず、情報公開法8条により本件文書の存否を明らかにしないで本件文書の開示請求を拒否することはできない旨を主張し、原判決は、これらの主張に係る第1審判決の事実の記載を引用している。

しかしながら、原審は、本件文書に記録されている情報は、情報公開法5条1号及び4号所定の不開示情報に

該当するから、本件決定は適法であるとして、上告人の本件決定の取消請求を棄却すべきものとし、本件文書の開示決定の義務付けを求める訴えを却下したが、本件文書の存否を答えるだけで、同各号所定の不開示情報を開示することとなるかについて判断をしていない。そして、本件決定が適法であるというためには、この点に係る上告人の主張を排斥することが必要であることは明らかであり、原判決には、理由の不備の違法があるといわざるを得ない。

3 以上によれば、この点に関する論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件文書の存否を答えるだけで、情報公開法5条1号及び4号所定の不開示情報を開示することとなるかにつき、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋 裁判官 沖野眞巳）

最高裁判所判例要旨

刑事

○ 刑訴法430条の準抗告裁判所が捜査機関の処分の当否を判断するに当たり考慮すべき資料

令和7年(し)第177号、第178号
 令7・11・10三小決 取消し自判
 刑集79巻8号本誌1875号

刑訴法430条の準抗告裁判所は、捜査機関の処分の当否を判断するに当たり、捜査機関が当該処分当時に収集していた資料のみならず、その当時の事実に関する資料であって、その後に捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものについても考慮に入れるべきである。

記事

◎岡正晶最高裁判所判事の退官

最高裁判所判事岡正晶氏は、2月1日限り定年により退官された。

◎人事異動

金沢地方・家庭裁判所判事	
大阪地方・家庭裁判所判事	島崎乃奈
定年退官	
東京高等裁判所判事	渡邊和義
	(以上1月22日)
定年退官	
大阪高等裁判所判事	島村雅之
	(1月24日)
定年退官	
千葉家庭・地方裁判所佐倉支部判事	島山 新
	(1月30日)
東京高等裁判所判事	
津地方・家庭裁判所長	市原義孝
津地方・家庭裁判所長	
名古屋高等裁判所判事	山田耕司
名古屋高等裁判所判事	
和歌山地方・家庭裁判所長	佐々木一夫
和歌山地方・家庭裁判所長	
千葉地方・家庭裁判所松戸支部長	酒井良介
千葉地方・家庭裁判所松戸支部長	
東京高等裁判所判事	内野俊夫
	(以上2月2日)

最高裁判所規則

《民事裁判情報の活用に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則について》

標記の規則（令和八年最高裁判所規則第一号）が、令和八年一月二十二日に公布されました。

この規則は、民事裁判情報の活用に関する法律の施行に伴い、民事裁判情報及び民事裁判関連情報を記録した電磁的記録の提供に関し、必要な事項を定める必要があるため、制定するものです。

なお、この規則は、民事裁判情報の活用に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行されます。

◎民事裁判情報の活用に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則

（令和八年一月二二日公布 最高裁判所規則第一号）

規則Ⅱ別添のとおり

《民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則について》

民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（令和八年最高裁判所規則第二号）が、令和八年一月二十九日に公布されました。

この規則は、令和八年五月二十一日から施行されます。

◎民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則

（令和八年一月二九日公布 最高裁判所規則第二号）

民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和八年最高裁判所規則第一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であつてこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）におけるこの規則による廃止前の民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則第一条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする申立て等、同規則第四条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする文書の写しの提出及び同規則第五条の規定による裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりする直送については、なお従前の例による。

告 示

◎最高裁判所告示第一号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者をおり定められたので、告示する。

令和八年一月二十九日

最 高 裁 判 所

第一条 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号。以下「規則」という。）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項は、規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人番号（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第四項第二号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものの代表者又は管理人である場合にあっては、当該法人番号とする。

第二条 規則第一条第二項に規定する最高裁判所が定める方法は、次に掲げるいずれかの方法その他最高裁判所が適当と認める方法とする。

- 一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類等（当該届出の日において有効なものに限る。）を裁判所の職員に提示する方法
- イ 規則第一条第一項の規定による届出を行う者が自然人である場合

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書等、官公署、独立行政法人、特殊法人若しくは地方独立行政法人の機関が発行

した身分証明書で写真を貼り付けたもの又は日本国政府の承認した外国政府若しくは権限のある国際機関の発行した書類で写真を貼り付けたもののうち、いずれかの書類（当該書類に当該者の住所が記載されていないとき）にあっては、当該書類及び当該者の住民票の写し）

- ロ 規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の代表者又は管理人である場合、当該法人等の代表者又は管理人に係るイに掲げる書類のいずれか及び当該法人等の登記事項証明書その他の当該届出を行う者が当該法人等の代表者又は管理者であることを明らかにする資料（当該者の住所が記載されているものに限る。）

二 次に掲げる書類を裁判所に送付する方法

- イ 規則第一条第一項の規定による届出を行う者（法人等にあっては、当該法人等の代表者又は管理人）が押印した届出書

ロ イの書面に押印した印鑑に関する証明書（イの届出を行う者が自然人である場合にあっては住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するもの）に限り、イの届出を行う者が法人等の代表者又は管理人である場合にあっては登記官が作成するものに限る。）

- 三 規則第二条第一項に規定する弁護士等がその業務として規則第一条第一項の規定による届出を行う場合にあっては、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会又は日本弁理士会の発行する身分証明書（当該届出の日において有効なものに限る。）の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法
- 四 規則第一条第一項の規定による届出を行う者が国若しくは地方公共団体（以下「国等」という。）の代表者である場合、国等の機関（当該機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の代表者）である場合又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十二条の十一第一項第二号若しくは第三号に掲げる者である場合にあっては、当該届出を行う者が行政機関の長その他の公務員の職にあることを証明する書面の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

第三条 規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者は、弁理士とする。

別表（第二条関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書、精神障害者保健福祉手帳

◎最高裁判所告示第二号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を次のとおり定めたので、告示する。
令和八年一月二十九日

最 高 裁 判 所

次に掲げる規定に規定する者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、裁判所の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

- 一 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号。以下「改正規則」という。）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条第三項、第四十六条第一項、第五十二条の十第一項及び第二項、第二百五条の三、第三百三十一条第二項第二号、第三百三十五条の二並びに第四百三十三条第三項
- 二 改正規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）附則第十条第一項及び第二項

◎最高裁判所告示第三号

民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）の廃止に伴い、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立

てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則が最高裁判所により次のように定められたので、同規則第七条に基づき告示する。
令和八年一月二十九日

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則

民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則（令和四年最高裁判所告示第一号）は、廃止する。

附 則

この細則は、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（令和八年最高裁判所規則第二号）の施行の日から施行する。

◎最高裁判所告示第四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）が廃止されたので、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。
令和八年一月二十九日

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

一 民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第三号）

二 民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第四号）

三 民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第七号）

四 民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第二号）

五 民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第三号）

六 民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第五号）

七 民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和七年最高裁判所告示第二号）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であつてこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正前の民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述については、この告示の本則の規定による廃止前の旧告示の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

◎最高裁判所規則第一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十二日

最 高 裁 判 所

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する

規則

(趣旨)

第一条 民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和七年法律第四十九号。以下「法」という。)第三条

第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等については、この規則の定めるところによる。

(指定法人による電磁的記録の提供の求め等)

第二条 指定法人は、最高裁判所に対し、法第七条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めるときは、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一

一 当該電磁的記録の種類

二 当該電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された年月日又は期間

三 その他最高裁判所が必要と認める事項

2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため特に必要があるときは、最高裁判所に対し、前項の規定により提供を受けた電磁的記録の中から、提供を求める電磁的記録を選定して、更にその提供を求めることができる。

(最高裁判所による電磁的記録の提供)

第三条 最高裁判所は、前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該求めに応じ、

その電磁的記録を提供するものとする。

2 最高裁判所は、指定法人による民事裁判関連情報の収集整理に資するよう、指定法人の求めに応じ、民事裁判関連情報を記録した電磁的記録を提供するよう努めるものとする。

附 則

この規則は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。